

「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める 特定調達品目の追加等の概要（案）について

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約180件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約390件のご提案を加えて、約570件のご提案を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方^(注)に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。また、各府省等との協議の結果、別添のとおり特定調達品目の追加等の概要（案）を取りまとめました。

追加・変更を行う主な点

平成15年2月に閣議決定した「基本方針」から追加・変更を行う主な点は以下のとおりです。

- ・ 文 具 類：
 - ・ ゴム印など3品目の追加
 - ・ インクジェット用OHPフィルム及びクリアホルダーの判断の基準に植物由来プラスチックを追加
- ・ 機 器 類：
 - ・ ホルムアルデヒドの基準の見直し
 - ・ 配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
 - ・ 配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ・ O A 機 器：
 - ・ デジタル印刷機の追加
 - ・ コピー機の基準エネルギー消費効率の一部変更
 - ・ コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機の備考に今後設定を行うことを検討している基準についての記述を追加^()

- ・家電製品：
 - ・配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
 - ・電気便座の追加
 - ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫の基準に冷媒がノンフロンであることを追加
 - ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫の配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
 - ・配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
 - ・エアコンディショナー等：
 - ・ストーブの追加
 - ・ガスヒートポンプ式冷暖房機の電力の一次エネルギー換算の数値の見直し
 - ・ガスヒートポンプ式冷暖房機のCOPの基準数値の見直し
 - ・配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
 - ・温水器等：
 - ・電気給湯器など4品目を追加
 - ・照明：
 - ・蛍光灯照明器具の配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
 - ・蛍光灯照明器具の配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
 - ・蛍光灯照明器具の備考に今後設定を行うことを検討している基準についての記述を追加（ ）
 - ・自動車等：
 - ・自動車について、LPガス乗用車の燃費基準を省エネ法に基づくLPガス乗用車の燃費基準に整合
 - ・自動車の備考の一般公用車について、対象となる車の記述を修正
 - ・インテリア：
 - ・木質ベッドフレームのホルムアルデヒドの基準の見直し
 - ・寝装寝具
 - ・ベッドフレームの配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
 - ・マットレスの対象に医療用、介護用を含める
 - ・公共工事：
 - <資材>
 - ・地盤改良用製鋼スラグなど11品目の追加
 - ・パーティクルボード・繊維板・木質系セメント板のホルムアルデヒドの基準の見直し
 - ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の電力の一次エネルギー換算の数値の見直し
 - <工法>
 - ・低品位建設発生土再利用工法の追加
 - ・役務：
 - ・自動車整備の追加

- () 製品化されていないものや、されていても普及体制が未整備であるために現時点で品目及びその判断の基準を策定することが不可能なものなどについて、事前に情報提供を行うことにより、当該製品の開発や普及体制整備のための取組を加速させることができると考えられることから、今年度は、環境負荷低減効果が相当程度大きいと見込まれ、かつ、政策的にも当該製品の開発や普及体制整備を誘導することに意味があるものについて新たに備考欄に記述することとしました。

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達に関する基本方針（抜粋）

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。